

議案第160号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和6年12月12日（木）
健康保険部保健所母子保健課

目次

1	概要	-----	p. 3
2	現場位置図	-----	p. 5
3	現場見取図	-----	p. 6
4	現場写真	-----	p. 7
5	事故当事者の関係図	-----	p. 9
6	経過	-----	p. 10
7	参考（専決処分について）	----	p. 11

1 概要



(1)事故発生日時 令和5年7月20日午後1時20分頃

(2)場所 大津市下阪本六丁目20番9号地先 県道比叡山線

(3)当事者
大津市
A(自動二輪車運転者:死亡)
B(Aの相続人)
C(後続車運転者)
D(後続車所有者)

(4)事故の概要

県道比叡山線において、南東方向に走行していた公用車(健康推進課職員運転)が、同県道に隣接する共同住宅の駐車場に右折で進入しようとしたところ、同県道を北西方向に直進してきたAが運転する自動二輪車と衝突した。そのはすみで自動二輪車は、公用車の後続を走行していたC運転の車両と衝突し、同車両が損傷した。

Aは公用車との衝突により死亡した。

1 概要



(5) 損害賠償額

和解の相手方 B(Aの相続人)

損害額 大津市 688, 590円 A 71, 936, 162円

過失割合 大津市 90% A 10%

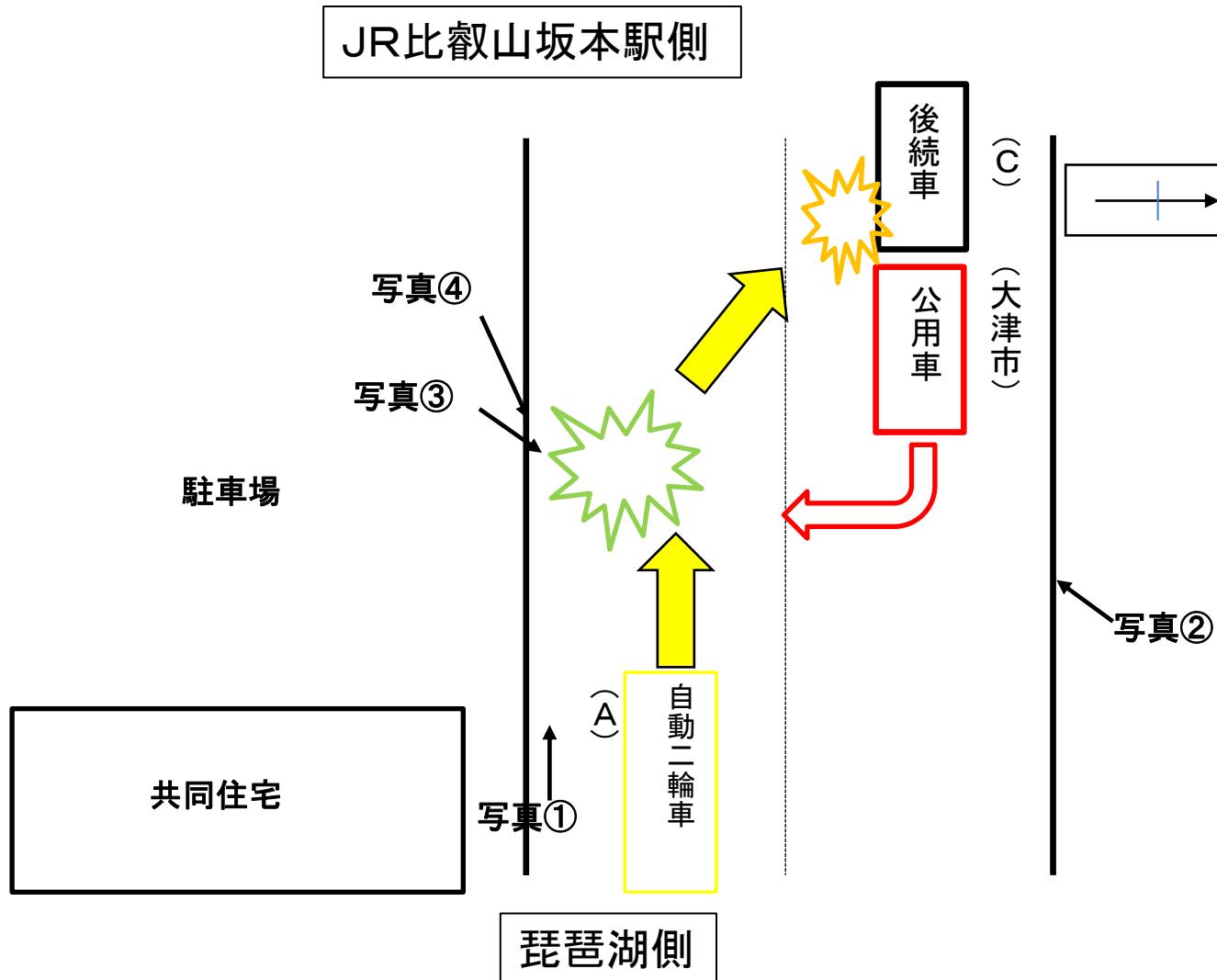
損害賠償の額 大津市 64, 742, 546円 (71,936,162円 × 90%)

A 68, 859円 (688,590円 × 10%)

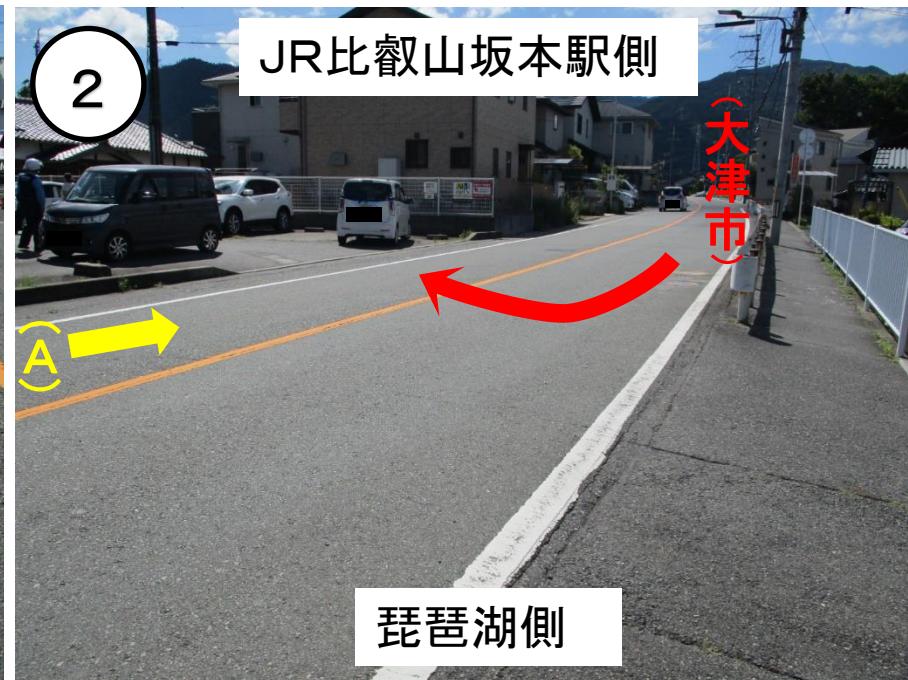
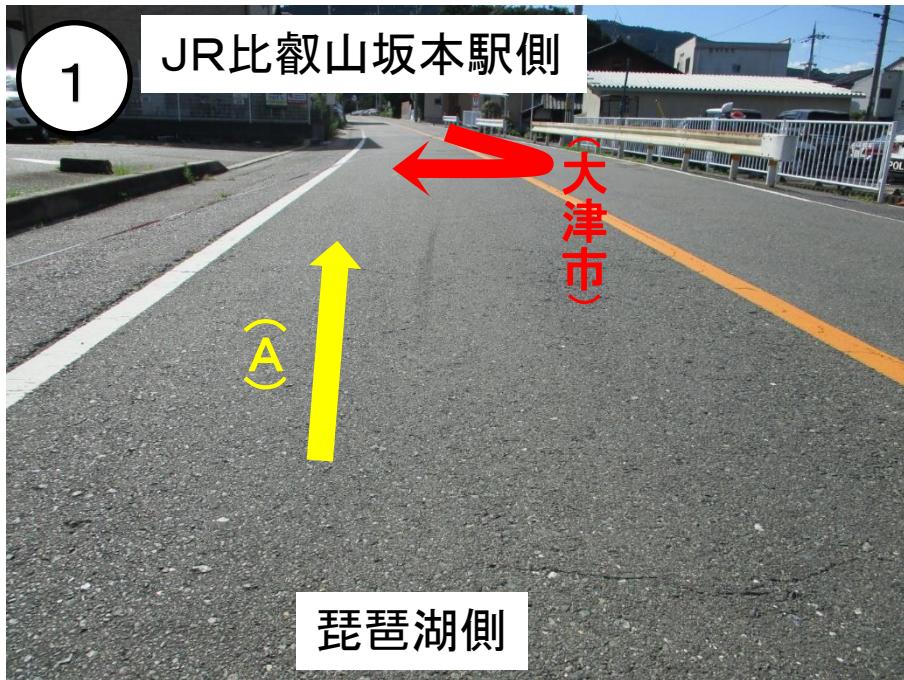
2 現場位置図



3 現場見取図



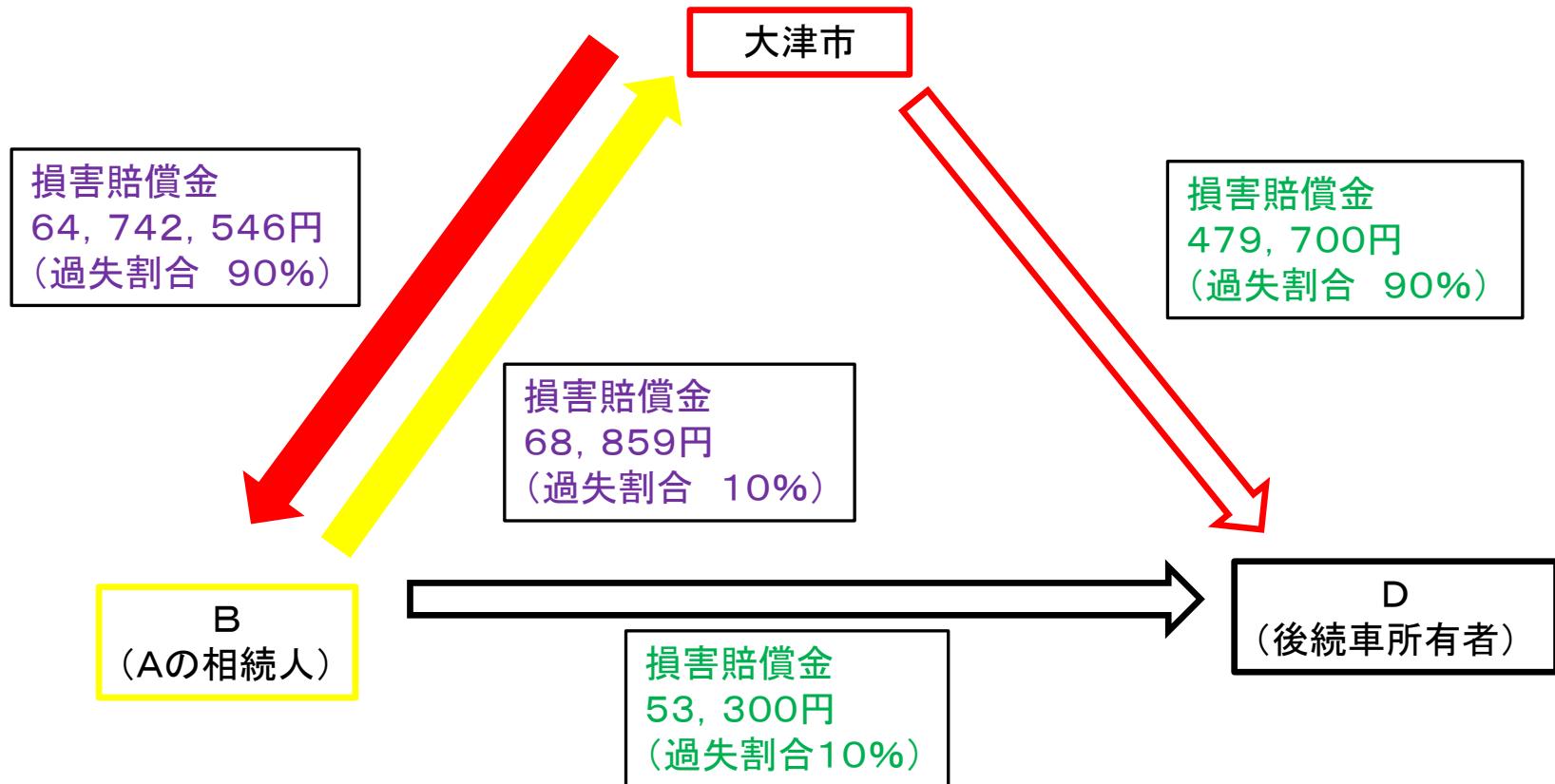
4 現場写真



4 現場写真



5 事故当事者の関係図



6 経過



令和5年 7月20日 午後1時20分頃事故発生

令和6年 2月21日 Bから損害賠償の額の提示あり。
協議開始

10月22日 損害賠償の額について、合意

7 参考(専決処分について)



(1)和解の相手方 D(後続車所有者)

(2)Dへの損害

損害額 533, 000円

過失割合 大津市 90% A 10%

損害賠償の額 大津市 479, 700円(533,000円 × 90%)

A 53, 300円(533,000円 × 10%)

(3)示談日 令和6年11月7日